

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成17年10月31日

京都市長 榎本頼兼

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
森野 泰典	もりの整骨院	北区平野上八丁柳町47番地6	平成17年9月16日
太田 尚吾	わら天神鍼灸院	北区衣笠天神森町38番地1	平成17年9月12日
小林 志朗	小林治療院	左京区浄土寺下馬場町29番地4	平成17年9月7日
森本 純弘	森本鍼灸整骨院	左京区山端川端町18番地9 アモンMG1階	平成17年9月8日
瀬本 奈央	西院瀬本整骨院	中京区壬生洲田町33番地5	平成17年9月21日
卯津羅 聖人	卯津羅 聖人	山科区小野御霊町11番地1 カラバッサ小野B-103	平成17年9月22日
畠中 聖司	鍼灸あん摩マッサージ指圧 ハタナカ治療院	西京区桂河田町7番地8	平成17年8月30日
井上 雅嗣	かすがい桃山接骨院	伏見区讃岐町155番地	平成17年8月23日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)